(七)　対象純支払利子等に係る課税の特例における対象外支払利子等の額に、生命保険会社の締結した保険契約及び損害保険会社の締結した保険契約に係る一定の支払利子等の額を含めることとした。（租税特別措置法第六六条の五の二及び第六八条の八九の二関係）

(八)　外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に限る。）に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その剰余金の配当等の額のうち内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限ることとした。（租税特別措置法第六六条の八、第六六条の九の四、第六八条の九二及び第六八条の九三の四関係）

4

資産課税

(一)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

(1)　令和三年四月一日から同年一二月三一日までの間に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、令和二年四月一日から令和三年三月三一日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

(2)　住宅取得等資金を充てて新築等をした住宅用の家屋の床面積が一定の規模未満である場合には、住宅取得等資金の贈与を受けた年分の受贈者の合計所得金額の要件を一、〇〇〇万円以下（改正前二、〇〇〇万円以下）に引き下げる。

(二)　直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の二関係）

(1)　信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

イ　当該受贈者が二三歳未満である場合

ロ　当該受贈者が学校等に在学している場合

ハ　当該受贈者が雇用保険法に規定する教育訓練を受けている場合

(2)　右記(1)により相続等により取得したものとみなされる管理残額に対応する相続税額を、相続税額の二割加算の対象とする。

(3)　教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該取扱金融機関の営業所等に対して、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなす。

(三)　直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二の三関係）

(1)　贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額に対応する相続税額を、相続税額の二割加算の対象とする。

(2)　受贈者の年齢要件の下限を一八歳以上（改正前二〇歳以上）に引き下げる。

(3)　結婚・子育て資金非課税申告書又は追加結婚・子育て資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等に対する書面による提出に代えて、当該取扱金融機関の営業所等に対して、これらの申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、これらの申告書の提出があったものとみなす。

(四)　農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受ける農地等を収用交換等により譲渡した場合に利子税の全額を免除する措置の適用期限を五年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の八関係）

(五)　マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置について、適用対象にマンションの建替え等の円滑化に関する法律の敷地分割組合等が同法の敷地分割事業に伴い受ける次の登記を加えることとした。（租税特別措置法第七六条関係）

(1)　敷地権利変換手続開始の登記

(2)　敷地権利変換後の土地及びその権利について必要な登記

(六)　産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる登記等の範囲に、同法の事業再編計画の認定があったものとみなされる造船法の規定による認定を受けた事業基盤強化計画に基づき行う合併による株式会社の設立の登記等を加えることとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(七)　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和五年三月三一日までの間に当該再編計画の認定を受けた者に限る。）が、当該再編計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八〇条の三関係）

(1)　土地の所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　建物の所有権の保存登記　一、〇〇〇分の二（本則一、〇〇〇分の四）

(八)　令和三年四月一日から令和五年三月三一日までの間に都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき取得する不動産の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八三条の二の二関係）

(1)　所有権の移転登記　一、〇〇〇分の一〇（本則一、〇〇〇分の二〇）

(2)　地上権等の設定登記　一、〇〇〇分の五（本則一、〇〇〇分の一〇）

(九)　相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置について、適用対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記を加えた上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第八四条の二の三関係）

(一〇)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七二条関係）

(2)　利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七七条関係）

(3)　信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第七八条関係）

(4)　農業競争力強化支援法に規定する認定事業再編計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八〇条関係）

(5)　認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条関係）

(6)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の二の三関係）

(7)　特例事業者等が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（租税特別措置法第八三条の三関係）

5

消費課税

(一)　ビールに係る酒税の税率の特例措置の適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第八七条の四関係）